

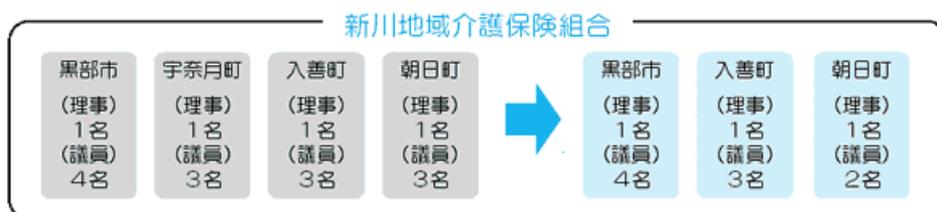


Vol.9  
2006.7

発行：新川地域介護保険組合  
〒938-0036  
富山県黒部市北新199  
E-mail：[info@niikawakaigo.jp](mailto:info@niikawakaigo.jp)  
TEL (0765) 57-3303  
FAX (0765) 57-3305

### 新川地域介護保険組合の動き

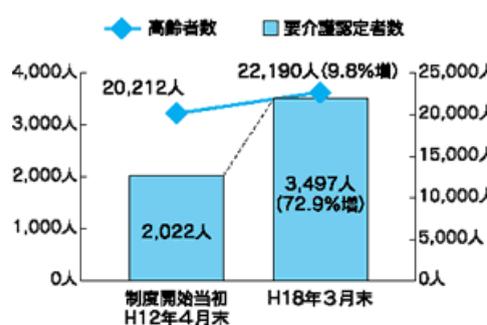
平成18年3月31日の新「黒部市」の誕生により、新川地域介護保険組合を組織する構成市町が1市2町となり、理事が4人から3人に、組合議員が13人から9人になりました。



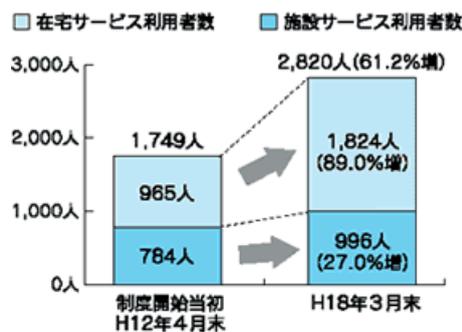
### 介護保険事業の状況

高齢化の進行に伴い、介護を必要とする高齢者が増えています。

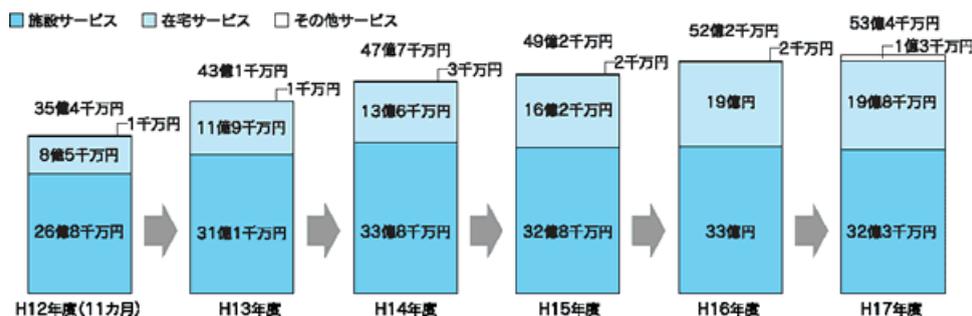
#### 高齢者数と要介護認定者数の推移

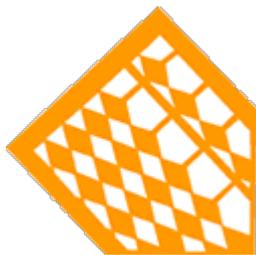


#### サービスの利用者数の推移



#### 高齢者数と要介護認定者数の推移





## 平成18年度予算について 前年度比2.4%増



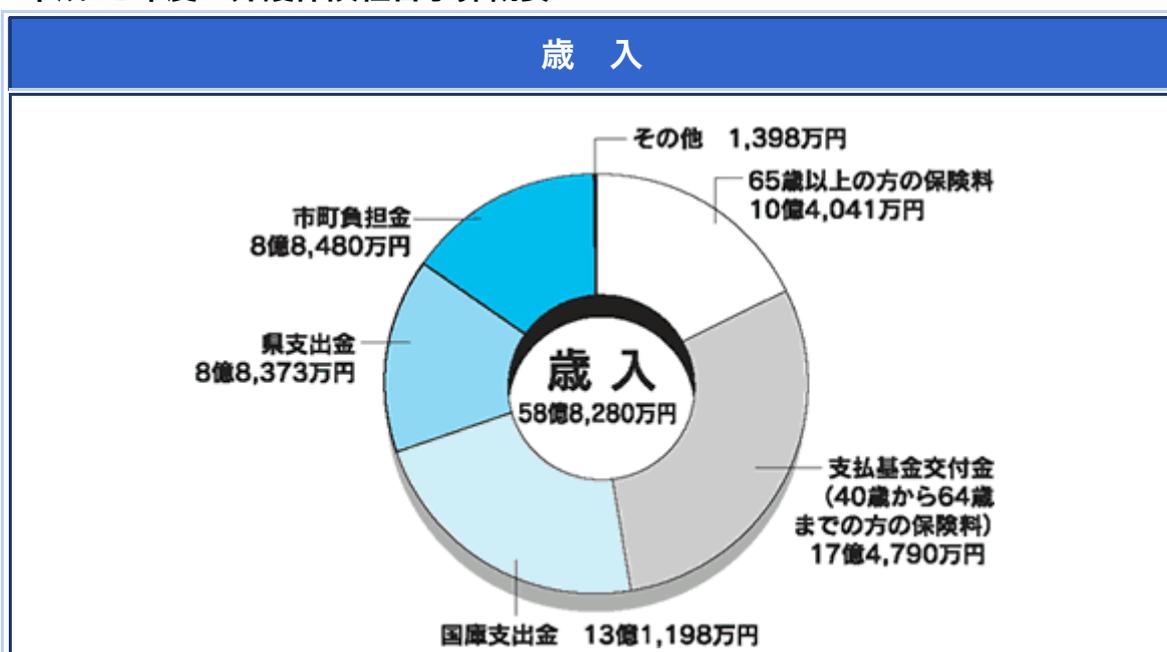
平成18年度の当初予算総額は、58億8,280万円で、前年度当初予算と比べ1億3,810万円、2.4%の増加となりました。

本年度は、介護保険制度の改正に対応した第3期事業計画の初年度となります。

この計画では、介護予防と地域包括ケアの推進を重点に掲げており、歳出予算では、要支援者の介護予防ケアマネジメントや高齢者を対象に生活機能や運動機能を向上または悪化させないための介護予防事業を行う地域支援事業を創設いたしました。

介護サービスを利用される一人ひとりの心身の状態にふさわしいサービスを提供し、高齢者の「尊厳の保持」、「自立支援」を推進してまいります。

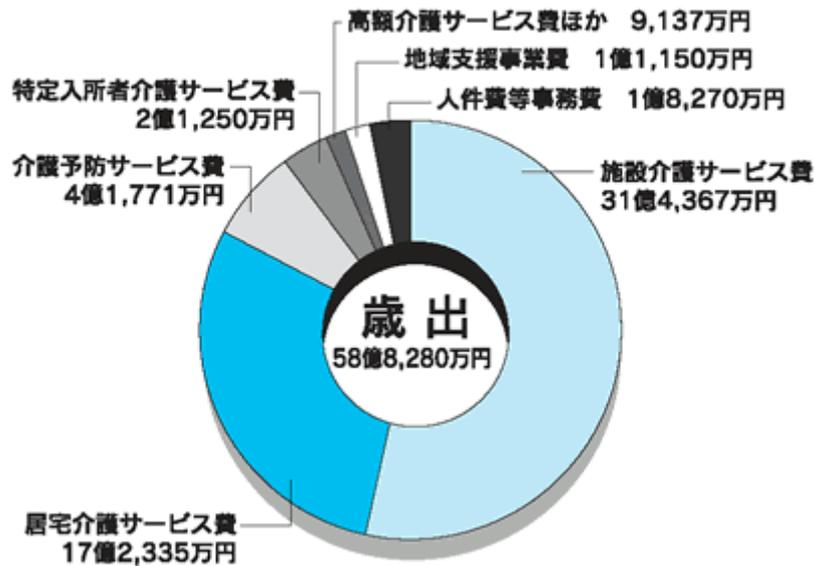
### 平成18年度 介護保険組合予算概要



65歳以上の第1号被保険者の保険料は、高齢者の増加と税制改正により介護給付費の18%から19%に、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料(支払基金交付金)は、介護給付費の32%から31%に制度が改正されました。

また、施設サービス費は、三位一体改革(国から地方への税源移譲)により国の負担が介護給付費の20%から15%に軽減され、県の負担が5%増加しております。

## 歳出



保険給付費は、前年度と比べ約4千万円、率で0.7%増加しております。

このうち介護サービス費は、約3億円の減、率で5.5%の減となり、介護予防サービス費（従来の支援サービス費）は、2億8千万円余の増加、率で212.2%の増となっております。これは、要介護1の方の6割程度が、介護予防サービス費へ移行するためであります。

介護サービスの利用者は、施設サービスで約1,000人、居宅サービスで約1,300人、介護予防サービスで570人、全体では、前年度に比べ50人程度の増加と見込んでおります。

## 平成18年度から平成20年度までの保険料

### ■保険料は、年額で賦課されます。

保険料は前年の所得等により算定し、7月に賦課決定通知します。また、65歳到達、転入、転出、死亡等があったときは、月割り計算により保険料を決定（変更）します。

- 65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料は、第3期事業計画期間（平成18年度から20年度）における保険給付などに要する費用の見込額から算出します。なお、保険料の設定にあたっては、被保険者の保険料負担の軽減を図るため、第2期事業計画期間（平成15年度から17年度）における剰余金を補填し、保険料の上昇を緩和する措置を講じています。また、保険料の負担段階の設定については、被保険者の負担能力に応じた保険料負担や所得の低い方への配慮から、負担段階をこれまでの6段階から7段階にしています。

### 第1号被保険者（65歳以上）の保険料

区分	対象者	負担割合	保険料	
			月額	年額
第1段階	住民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者、生活保護被保護者等	基準額×0.4	1,600円	19,200円
第2段階	住民税世帯非課税者等で「課税年金収入額＋合計所得金額」が80万円以下の者	基準額×0.5	2,000円	24,000円
第3段階	住民税世帯非課税者等で第2段階以外の者	基準額×0.7	2,700円	32,400円
第4段階	住民税本人非課税者等	基準額	3,900円	46,800円
第5段階	住民税本人課税者 (合計所得金額が200万円未満)	基準額×1.25	4,900円	58,800円
第6段階	住民税本人課税者 (合計所得金額が200万円以上250万円未満)	基準額×1.45	5,700円	68,400円
第7段階	住民税本人課税者 (合計所得金額が250万円以上)	基準額×1.7	6,600円	79,200円

- 平成17年度の税制改正（高齢者の非課税限度額の廃止等）により、住民税非課税者から課税者となり、所得段階が上昇する方に対しては、保険料負担が急増しないよう、毎年段階的に保険料を引き上げ、平成20年度で本来の保険料となる負担緩和の措置を講じています。

## 税制改正により段階が上昇する方の激変緩和措置

区分	対象者	平成18年度			平成19年度			平成20年度
		負担割合	保険料		負担割合	保険料		
			月額	年額		月額	年額	
第4段階	第1段階から第4段階となる者	0.60	2,300円	27,600円	0.80	3,100円	37,200円	上表のとおり の保険料額
	第2段階から第4段階となる者	0.66	2,600円	31,200円	0.83	3,200円	38,400円	
	第3段階から第4段階となる者	0.80	3,100円	37,200円	0.90	3,500円	42,000円	
第5段階	第1段階から第5段階となる者	0.68	2,700円	32,400円	0.96	3,700円	44,400円	
	第2段階から第5段階となる者	0.75	2,900円	34,800円	1.00	3,900円	46,800円	
	第3段階から第5段階となる者	0.88	3,400円	40,800円	1.06	4,100円	49,200円	
	第4段階から第5段階となる者	1.08	4,200円	50,400円	1.16	4,500円	54,000円	

### ■ 普通徴収（納付書や口座振替による納付）の方は、

保険料（年額）を5回の納期に均等に分けて賦課されます。

7月に保険料納入通知書とあわせて1年分の納付書を送付しますので、納付書または口座振替により、納期ごとに納付します。また、口座振替依頼書を提出されている方には、口座振替者用の保険料決定通知書を送付します。

### 普通徴収の納期ごとの保険料（7月から新保険料で納付）

区分	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	保険料年額
	7月	9月	11月	1月	3月	
第1段階 (月額1,600円)	4,000円	3,800円	3,800円	3,800円	3,800円	19,200円
第2段階 (月額2,000円)	4,800円	4,800円	4,800円	4,800円	4,800円	24,000円
第3段階 (月額2,700円)	6,800円	6,400円	6,400円	6,400円	6,400円	32,400円
第4段階 (月額3,900円)	9,600円	9,300円	9,300円	9,300円	9,300円	46,800円

第5段階 (月額4,900円)	12,000円	11,700円	11,700円	11,700円	11,700円	58,800円
第6段階 (月額5,700円)	14,000円	13,600円	13,600円	13,600円	13,600円	68,400円
第7段階 (月額6,600円)	16,000円	15,800円	15,800円	15,800円	15,800円	79,200円

## ■特別徴収（公的年金等からの天引き）の方は、

公的年金等の支給にあわせて納期が設定されています。

7月に保険料決定通知書を送付します。保険料は年金から特別徴収により納付することになりますが、4月及び6月は2月と同額が特別徴収され、8月以降の各納期の特別徴収額で調整されます。（6月までは昨年と同額で天引き、8月から天引き額が変更されます。）

## ■10月より特別徴収の制度が変わります。

### ●障害年金・遺族年金が特別徴収の対象に

いままでは障害年金・遺族年金の受給者は普通徴収となっていました。10月より特別徴収の対象者となります。（年額18万円以上受給されている方が対象）

### ●特別徴収の切り替えが速やかに

特別徴収の対象者の把握がこれまでの年1回（4月1日）から複数回に変わります。

10月からは、把握される月のおおむね6カ月後から特別徴収となります。

## ■65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料の減免について。

災害、事故、低収入等により、介護保険料を納めることが困難と認められる場合で、一定の要件を満たす場合は、介護保険料が減免されます。

保険料負担の公平性を確保する観点から、全額免除はありませんが、保険料の納付が困難な場合は、当組合にご相談下さい。

**平成18年4月から、  
介護保険が新しくなり、高齢者の自立のための介護予防が始まりました**

新しい介護保険は、「介護が必要になったとき」だけでなく、「できる限り介護状態にならないように」という**介護予防**に重点を置いたしくみに変わりました。

**「要介護度」の区分が変わりました**

要介護度の区分が、6段階から7段階になりました。

新たな要介護認定では、これまでの要介護1に該当する方を、心身の状態の維持・改善の可能性を審査し、「要介護1」と「要支援2」に分けます。また、これまでの要支援に該当する方は「要支援1」となります。

新しい審査基準による要介護認定は、新規に要介護認定申請をされる方や、要介護認定の更新申請をされる方から行われます。



**介護予防サービス・地域支援事業（介護予防事業）が始まりました**

要介護状態になる前から要支援等に至るまでの高齢者に対して、連続的に一貫性を持ったマネジメントにもとづく介護予防（地域支援事業における介護予防事業、保険給付における介護予防サービス）を実施し、要介護状態の発生やその悪化を予防するとともに、生活機能の維持・向上を図ります。





## 「できるだけ介護状態にならない、悪化しない」を目標に!

「介護予防サービス」「地域支援事業」のどちらのサービスも「地域包括支援センター」が中心となって、介護予防に関するマネジメントを行います。

ここでは、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも自立した生活を続けていけるよう、保健師、社会福祉士、ケアマネジャー等が高齢者への総合的な支援を行います。

### 「要支援予備軍」の方のために

#### 地域支援事業（介護予防事業）

生活機能が低下している虚弱高齢者や将来的に介護が必要となるおそれの高い方を対象とするサービスです。

### 「要支援1・要支援2」の方のために

#### 介護予防サービス（介護保険給付）

要介護状態が軽く、心身機能が改善する可能性の高い「要支援1」「要支援2」の方が利用するサービスです。

### サービスの利用のしかた

#### 対象者の把握

高齢者の中から健診などをもとに、将来「要支援・要介護状態になる可能性」が高い方を把握します。

#### 連絡・相談

要支援1・要支援2と認定された通知が届いたら、地域包括支援センターに相談してください。手続きや利用できるサービスを説明します。

#### 相談・介護予防ケアプランの作成

地域包括支援センターにおいて、保健師等が対象者の状態を分析し、具体的な介護予防の目標とこれからの取り組みについて相談し、計画をたてます。

#### 介護予防ケアプランの作成

地域包括支援センターが中心となって具体的な目標や利用するサービスなどを利用者・家族と相談して、介護予防ケアプランを作ります。職員が利用者にあつた目標やサービスの内容を助言します。

#### サービスの利用

自分の計画（介護予防ケアプラン）にそつて、市町が行う介護予防事業を利用します。小グループでの教室や個別訓練などが行われます。

#### サービスの利用

介護予防ケアプランにもとづいて、サービスを利用します。利用したサービス費用の1割を支払います。

↓

### 目標達成度を評価

地域包括支援センターの職員が一定期間ごとに効果を評価し、必要に応じて、介護予防ケアプランを見直します。

↓

### 評価・見直し

地域包括支援センターの職員が一定期間ごとに効果を評価し、必要に応じて、介護予防ケアプランを見直します。

### 利用できる介護予防プログラム

#### ●運動器の機能向上

ストレッチや有酸素運動、筋力トレーニング、バランストレーニングなどを行います。

#### ●栄養改善

栄養改善のための食べ方や調理方法、食材の購入方法などの指導を行います。

#### ●口腔機能の向上

歯みがきや義歯の手入れ法の指導、摂食やえん下機能を向上させる訓練を行います。

#### ●その他

閉じこもりや認知症、うつ予防・支援

### 利用できる介護予防サービス

#### ●自立につながる訪問サービス

入浴、家事、リハビリ、看護など利用者のできることが増えるようなサービスを提供します。

#### ●選んで利用できる通所サービス

運動器の機能向上、口腔機能の向上、栄養改善などのメニューが受けられます。生活機能の維持・向上のために施設に短期入所することもできます。

#### ●環境を整えるためのサービス

福祉用具の貸与や購入、住宅改修などのサービスが利用できます。

### お住まいの地域包括支援センター

#### 黒部市地域包括支援センター

黒部市民病院内  
TEL 54-5002

#### 入善町地域包括支援センター

入善町役場健康福祉課内  
TEL 72-1100

#### 朝日町地域包括支援センター

朝日町在宅介護支援センター内  
TEL 83-0317

### 位置図

